

ごみ処理手数料の改定のお知らせ

令和元年8月27日

周南東部環境施設組合では、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、令和元年10月1日から不燃ごみ処理手数料を以下のとおり改定します。

●改定内容

種類	区分	10kg当たり金額	
		現行手数料	改定後の手数料
不燃ごみ	100kg以下のもの	106円	108円
	100kgを超え200kg以下のもの	123円	125円
	200kgを超え300kg以下のもの	137円	140円
	300kgを超えるもの	154円	157円

※1t換算で15,700円となります。

※手数料の額は、1回の不燃ごみの搬入量に応じた区分の金額を乗じた額とし、100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げたものとなります。

〈手数料の計算例〉

140kgの不燃ごみを搬入した場合…

125円(10kg当たりの金額) × (140 ÷ 10) = 1,750円

100円未満の端数を切り上げるため1,800円になります。

●施行日

令和元年10月1日

●対象

不燃ごみを当施設へ直接搬入する下松市若しくは光市に在住の方、又は市の許可を受けた一般廃棄物処理事業者とします。

●搬入方法

処分する不燃ごみを持って、あらかじめ下松市環境推進課又は光市環境事業課、若しくは大和支所で搬入許可書の交付を受けたあとに、当施設へお越しく下さい。

なお、搬入するごみについては、定期収集で出すときと同様に、きちんと分別し、指定袋に入れて搬入していただきますようお願いいたします。

●問合せ 周南東部環境施設組合 電話0820-48-2442